

# 東海村から転出される方へ

お元気で…



## 【転入手続きについて】

▼新しい住所に住み始めてから**14日以内**に新住所地の市区町村の窓口で**転入届**をしてください。  
正当な理由がなく届出が遅れたときは、過料に処せられる場合がありますのでご注意ください。

▼転入届の際には、次のものがが必要です。

- ①**転出証明書**（マイナンバーカード・住民基本台帳カードをお持ちの方は発行されません）
- ②**転入する方全員の「マイナンバーカード」「住民基本台帳カード」**（お持ちの方のみ）
- ③**届出人の身分証明書** ④**印鑑** ⑤**委任状**（代理人が届出を行う場合、必要になることがあります）

### 【転出証明書の記載事項が変更になったとき】

そのまま転入先で変更事項を申し出て、転入届をしてください。

### 【転出証明書を紛失したとき】

身分証明書と印鑑を持参し、住民課に申し出てください。

### 【転出手続き後に住民票がほしいとき（転出日前日まで取得可）】

転出証明書と身分証明書を持参し、住民課へお越しください。

## 【転出に伴う手続き】

※転入先での手続き場所・方法等の詳細は、その市区町村の窓口にお問い合わせください。

東海村での手続き		窓口	転入先での手続き
マイナンバーカード、住民基本台帳カードをお持ちの方	有効期限まで継続して利用いただけます。ただし、転入先で継続して利用するためには転入先での手続きが必要です。公的個人認証制度による署名用電子証明書の交付を受けている方は、失効しますのでご注意ください。	住民課 1番窓口	マイナンバーカードまたは住民基本台帳台帳カードを持参してください。本人が窓口に行けない場合には、事前に転入先へお問い合わせください。
印鑑登録をしている方	印鑑登録証を返却してください。転出予定日の前日までに印鑑登録証明書が必要な方は、印鑑登録証（カード）と転出証明書をお持ちの上、窓口へお越しください。		必要な方は、新たに登録の手続きをしてください。
国民健康保険に加入している方	国民健康保険証等を返却してください。	保険課 2番窓口	新たに加入の手続きをしてください。
後期高齢者医療保険に加入している方	後期高齢者医療保険証を返却の上、負担区分証明書をお受け取りください。		負担区分証明書をお持ちの上、新たに加入の手続きをしてください。
国民年金に加入している方	特に届出の必要はありません。		国民年金手帳をお持ちの上、手続きをしてください。
マル福・マル特医療受給者証をお持ちの方	【県内転出の場合】 マル福・マル特医療受給者証を返却の上、交付状況証明書をお受け取りください。 【県外転出の場合】 マル福・マル特医療受給者証を返却してください。		交付状況証明書をお持ちの上、新たに手続きをしてください。
介護保険被保険者証をお持ちの方	被保険者証の返却と保険料還付等の手続きがあります。		新たに手続きをしてください。
軽自動車、オートバイをお持ちの方	特に届出の必要はありません。	税務課 議会棟1階	転出先の軽自動車検査協会または運輸支局で、住所変更手続きをしてください。
原付バイク、トラクター等の東海村ナンバーの車両をお持ちの方	車両の標識（東海村ナンバー）をお持ちの上、廃車申告をして、廃車申告受付書をお受け取りください。		廃車申告受付書をお持ちの上、登録の手続きをしてください。
海外へ転出される方	納税管理人の手続きが必要となる場合がありますので、窓口でご確認ください。東海村内に固定資産をお持ちの方は、納税管理人の手続きが必要です。		特にありません。
	国民年金に加入している方は、年金の喪失届が必要です。また、海外転出後も日本の年金に加入したい方も手続きが必要です。	保険課 2番窓口	特にありません。

裏面もあるよ！



東海村での手続き		窓口	転入先での手続き
水道利用者の方	使用中止の手続きをしてください。	水道課 行政棟 2階	新たに使用開始の手続きをしてください。
児童手当を受けている方	受給事由消滅届を提出してください。	子育て支援課 行政棟 4階	新たに手続きをしてください。
児童扶養手当を受けている方	児童扶養手当住所変更届を提出してください。		新たに手続きをしてください。
母子父子家庭家賃助成を受けている方	受給資格喪失届出書を提出してください。		東海村独自の制度です。 転入先窓口でご確認ください。
遺児福祉手当を受けている方	受給権喪失届を提出してください。		東海村独自の制度です。 転入先窓口でご確認ください。
保育所や幼稚園などを 利用している児童がいる方	各保育所または幼稚園で手続きが必要です。		新たに手続きをしてください。
多生児等育児支援を受けている方	特に届出の必要はありません。	東海村独自の制度です。 転入先窓口でご確認ください。	
小・中学校に在学している 児童・生徒がいる方	教育委員会での手続き後、今までの学校へ転出学通知書をお持ちいただくと、在学証明書・転学児童（生徒）教科用図書給与証明書をお受け取りいただけます。	学校教育課 行政棟 4階	在学証明書・転学児童（生徒）教科用図書給与証明書をお持ちの上、手続きをしてください。
安定ヨウ素剤を受け取った方	安定ヨウ素剤とチェックシートを返却してください。	防災原子力 安全課 行政棟 5階	
心身障害者（児）福祉手当を受けている方	資格喪失届を提出してください。	総合相談 支援課  (総合福祉 センター 「絆」内)  287-2525	東海村独自の制度です。 転入先窓口でご確認ください。
障害福祉サービス受給者証をお持ちの方	障害福祉サービス受給者証を返却してください。障害支援区分認定を受けている方には、認定証明書を発行します。		新たに手続きをしてください。※支援区分認定者は、認定証明書をお持ちください。
身体障害者手帳をお持ちの方	特に届出の必要はありません。		手帳をお持ちの上、住所変更の手続きをしてください。
特別障害者手当、 特別児童扶養手当、 障害児福祉手当を受けている方	特に届出の必要はありません。		必要なものを確認の上、住所変更の手続きをしてください。
精神障害者保健福祉手帳 療育手帳をお持ちの方	特に届出の必要はありません。		必要なものを確認の上、手続きをしてください。
自立支援医療受給者証をお持ちの方	特に届出の必要はありません。		必要なものを確認の上、手続きをしてください。

【問い合わせ】 東海村役場 〒319-1192 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 TEL：029-282-1711（代表）